

諫早市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年2月19日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

## 令和元年度（10月～12月実施分）定期監査結果報告

### 1 監査の対象

市民生活環境部：環境政策課、新倉屋敷クリーンセンター、生活安全交通課  
建設部：用地課、道路課、河川課、ダム推進課、駅周辺再開発課  
農林水産部：農地保全課、林務水産課、地籍調査課  
小長井支所：地域総務課、産業建設課  
上下水道局：経営管理課  
教育委員会：生涯学習課、図書館

※監査の対象年度：平成30年度

### 2 監査の期間

令和元年10月1日（火）から令和元年12月20日（金）まで

### 3 監査の方法

監査の実施にあたっては、都市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正に行われているかを審査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

### 4 監査の結果

(1) 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。

また、監査の際の軽微な注意事項については、関係職員に対し口頭でその改善を求めた。

#### 【市民生活環境部 環境政策課】

○ 収納金の払込事務について改善を求めるもの

##### 【指摘事項】

諫早市会計規則第17条第3項及び第4項によると、出納機関は、現金を収納したときは、当日中又は翌日までに収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているが、収納金の払込みが遅延しており、前回定期監査時の指摘事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な収納金の払込事務の執行に努められたい。

- 私人に対する徴収事務委託の事務について改善を求めるもの

【指導事項】

地方自治法施行令第158条第2項によると、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないと規定されているが、ごみ処理手数料徴収事務委託において告示が行われていない事例が見受けられた。

については、適正な徴収事務委託の事務の執行に努められたい。

- 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定するよう規定されているが、環境センター敷地使用料等が任意の日で調定されている事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な調定事務の執行に努められたい。

【市民生活環境部 新倉屋敷クリーンセンター】

- 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定するよう規定されているが、し尿処理場電気料等実費徴収金が任意の日で調定されている事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な調定事務の執行に努められたい。

【農林水産部 農地保全課】

- 占用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市法定外公共物管理条例第15条第2項において準用する諫早市道路占用料条例第3条及び諫早市準用河川流水占用料等徴収条例第3条によると、占用料は、占用の期間が1年以下の場合にあっては当該占用の開始前に徴収し、次年度以降の分については毎年度分を当該年度の4月30日までに徴収する

と規定されているが、占用料が占用開始前に徴収されておらず、前回定期監査時の指導事項が改善されていない事例、次年度以降分の占用料が4月30日までに納められていない事例が見受けられた。

については、条例に基づく適正な占用料の徴収事務の執行に努められたい。

- 占用許可事務について改善を求めるもの

**【指導事項】**

諫早市法定外公共物管理条例施行規則第5条によると、占用の期間の更新申請は、期間が満了する日の30日前までに提出しなければならないと規定されているが、規定どおり提出されていない事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な占用許可事務の執行に努められたい。

**【農林水産部 地籍調査課】**

- 収納金の払込事務について改善を求めるもの

**【指導事項】**

諫早市会計規則第17条第3項及び第4項によると、出納機関は、現金を収納したときは、当日中又は翌日までに収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているが、収納金の払込みが遅延している事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な収納金の払込事務の執行に努められたい。

**【建設部 ダム推進課】**

- 土地の取得価格決定の事務について改善を求めるもの

**【指導事項】**

諫早市有財産評価委員会規程第6条第1項及び第2項によると、市有財産を取得しようとするときは、その価格について委員会の評定に付さなければならないと規定され、委員長が委員会の評定に付する必要がないと認めるものについては、これを省略し、又は回議して行うことができると規定されているが、委員長が委員会の評定に付する必要がないと認めたことを確認できる書類が整備されないまま、委員会の評定に付することを省略している事例が見受けられた。

については、規程に基づく適正な土地の取得価格決定の事務の執行に努められたい。

【小長井支所 地域総務課】

- 物品の管理について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市物品会計規則第14条によると、備品管理記録票に記載すべき物品の価格は取得価格又は見積価格と規定されているが、備品管理記録票の単価及び取得価格又は見積価格が記載されておらず、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な物品の管理に努められたい。

【小長井支所 産業建設課】

- 占用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市道路占用料条例第2条第1項の規定による占用料の算定において、占用料の一部を遺漏し、誤った金額で徴収している事例が見受けられた。

については、適正な占用料の徴収事務の執行に努められたい。

- 屋外広告物の許可事務について改善を求めるもの

【指導事項】

長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、条例第9条第3項の規定により許可の期間を更新しようとする者は、許可の期間が1年以上3年以内のものにあつてはその期間満了の1月前までに、屋外広告物更新許可申請書を提出しなければならないと規定されているが、提出が遅延した更新許可申請書を受理し、許可している事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な屋外広告物の許可事務の執行に努められたい。

- 法定外公共物占用料の減免事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市法定外公共物管理条例施行規則第9条によると、諫早市法定外公共物管理条例第16条第2号に規定する公益上その他の規則で定める特別の事情及び土地占用料等を減額又は免除する割合が規定されているが、法定外公共物占用許可において減免の理由と根拠を付さず占用料を減免している事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な法定外公共物占用料の減免事務の執行に努められたい。

【上下水道局 経営管理課】

- 行政財産の使用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

行政財産の目的外使用の使用料が納入期限内に納められておらず、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な使用許可事務の執行に努められたい。

【教育委員会 生涯学習課】

- 収納金の払込事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市会計規則第17条第3項及び第4項によると、現金を収納したときは、当日中又はその翌日までに収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているが、収納金の払込みが遅延しており、前回の定期監査時の指摘事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な収納金の払込事務の執行に努められたい。

- 業務委託について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早小学校外消防設備点検業務委託において、諫早市役所第4別館の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書に、防火管理者及び立会人の記名押印がなされておらず、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、適切な業務委託の執行に努められたい。

- 補助金の交付事務について改善を求めるもの

【指導事項】

平成30年度諫早市子ども体験活動支援事業実施要綱10によると、補助金の交付申請書は事業実施の30日前までに市長に提出するよう規定されているが、30日前までに提出されていない事例が見受けられた。

については、適正な補助金の交付事務の執行に努められたい。

【教育委員会 図書館】

- 施設の使用料の減免事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市決裁規程別表第2によると、減免の決定における専決者は、減免基準によるものであらかじめ基準適用の決裁を受けたもの以外のものは部長（教育次長）と規定されているが、たらみ図書館の施設使用料において、教育次長の決裁を受けていない団体の使用料を減免している事例が見受けられた。

については、規程に基づく適正な施設の使用料の減免事務の執行に努められたい。

**【指導事項】**

諫早市立図書館の使用料の減免に関する規則別記様式において、諫早市立図書館施設使用料減免申請書の様式が定められているが、申請者の押印欄があるにもかかわらず押印がなされていない事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な施設の使用料の減免事務の執行に努められたい。

○ 徴収事務について改善を求めるもの

**【指導事項】**

諫早市会計規則第14条第2項によると、納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものと規定されているが、たらみ図書館電気料等実費徴収金の納入期限が調定の日から20日を超えた任意の日を設定されている事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な徴収事務の執行に努められたい。

(2) 次の課においては、指摘事項等は見受けられなかった。

農林水産部：林務水産課

建設部：用地課

建設部：河川課